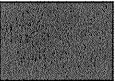


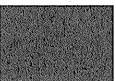


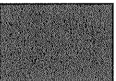




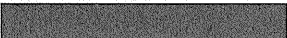









11. MARAC 代表者問い合わせ先

氏名	所属機関/役職	電子メール	電話番号	住所
[REDACTED]	South Wales Police Detective Sergeant	[REDACTED]	[REDACTED]	Domestic Abuse Unit Cardiff Central Police Station, King Edward VII Drive Cathays Park Cardiff CF10 3NN
[REDACTED]	Cardiff Women's Aid Women's Centre Supervisor	[REDACTED] (安全でない)	[REDACTED]	Crisis Intervention Team 16 Moira Terrace Adamsdown Cardiff CF24 OEJ
[REDACTED]	Cardiff Women's Aid MARAC Coordinator	[REDACTED]	[REDACTED]	Domestic Abuse Unit Cardiff Central Police Station, King Edward VII Drive Cathays Park Cardiff CF10 3NN
[REDACTED]	C&V UHB Lead Nurse - Safeguarding Children	[REDACTED] (安全でない)	[REDACTED]	Safeguarding Children's Team Corridor 500 Lansdowne Hospital Sanitorium Road Canton CF11 8PL
[REDACTED]	C&V UHB Lead Nurse - Safeguarding Children	[REDACTED] (安全でない)	[REDACTED]	同上

[REDACTED]	C&V UHB Lead Nurse - Safeguarding Children	[REDACTED] (安全でない) [REDACTED]	[REDACTED]	同上
[REDACTED]	C&V NHS Mental Health Probation Liaison Nurse	[REDACTED]	[REDACTED]	33-35 Westgate Street Cardiff CF10 1JE Also Mandeville House
[REDACTED]	Cardiff Council Senior Inclusions Officer	[REDACTED]	[REDACTED]	Social Inclusions Unit Cardiff County Council Wicox House
[REDACTED]	Children's Services (Intake and Assessment) Senior Social Worker	[REDACTED] (安全でない) [REDACTED]	[REDACTED]	Intake and Assessment Global Link PO Box 97 CF11 1BP
[REDACTED]	South Wales Probation Probation Manager	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	33-35 Westgate Street Cardiff CF10 1JE
[REDACTED]	South Wales Probation Probation Manager	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	33-35 Westgate Street Cardiff CF10 1JE
[REDACTED]	Women's Safety Unit IDVA	[REDACTED] [REDACTED] (安全でない)	[REDACTED]	SaferWales 4 th Floor 113-116 Bute Street Cardiff CF10 5EQ

[REDACTED]	The Dyn Project IDVA	[REDACTED] (安全でない)	[REDACTED]	SaferWales 4 th Floor 113-116 Bute Street Cardiff CF10 5EQ
[REDACTED]	BAWSO IDVA	[REDACTED]	[REDACTED]	9 Cathedral Road Cardiff CF11 9HA
[REDACTED]	South Wales Fire and Rescue Services Fire Crime Practitioner	[REDACTED] (安全でない)	[REDACTED]	Fire Crime Unit Jasmine Centre Ely Fire Station, Cowbridge Rd Ely CF5 5BQ
[REDACTED]	Schools of Lifelong Learning Safeguarding Officer	[REDACTED] [REDACTED] (安全でない)	[REDACTED]	Mynachdy Centre Cefn Road Cardiff CF14 3HS
[REDACTED]	Victim Support Service Delivery Manager	[REDACTED]	[REDACTED]	Victim Support Cardiff Crowd Court Cathays Park Cardiff CF10 3PG
[REDACTED]	SARC ISVA	[REDACTED] (安全でない)	[REDACTED]	Ynys Saff Cardiff Royal Infirmary Newport Road CF24 0SZ

	Barnardo's Team Manager	 (安全でない)		Ely Family Centre 86/87 Grand Avenue Ely Cardiff CF5 4LE
	HMP Cardiff Offender Supervisor			HMP Cardiff Knox Road Cardiff CF24 0UG
	Safe AS Manager			Safe AS Team 16 Moira Terrace Adamsdown Cardiff CF24 OEJ
	POVA Coordinator Adult Services	  (安全でない)		POVA Team Global Link Cardiff
	Case Work Manager LGBT Excellence Centre	 (安全でない)		Suite 5 Sophia House 28 Cathedral Road Cardiff CF11 9LJ
	Liaison Officer Cardiff Gypsy & Traveller Project	 (安全でない)		Cardiff Gypsy and Traveller Project 114 Clifton Street, Roath, Cardiff, CF24 1LW

カーディフ家庭内暴力多機関リスクアセスメント会議

目次

1. 目標
2. 定義
3. 主導機関
4. その他の参加者
5. 文化的視点
6. 機密保持
7. 情報共有規約
8. 公益 — 守秘義務
9. 履歴書
10. 同意なしの情報交換
11. 照会基準と手順
12. 被害者の関与
13. 反復被害者
14. 管理
15. 開示
16. 機関
17. 緊急 MARAC
18. MARAC 間の移管
19. 苦情・違反
20. MARAC 運営グループ
21. 署名者
22. 退会
23. レビュー
24. MARAC フローチャート

付録

1. MARAC 中核グループ
2. 同意なしで情報共有する場合の法的根拠
3. MARAC 照会フォーム
4. 警察のリスク特定チェックリスト
5. 警察以外のリスク特定チェックリスト
6. MARAC 調査フォーム
7. MARAC 会議フォーマット

カーディフ家庭内暴力多機関リスクアセスメント会議

多機関リスクアセスメント会議(MARAC)は、高リスクと判定された家庭内暴力への対応策として最適なものと国内的に認識されている。リスクアセスメントフォームは家庭内暴力事件に立ち会った警察官か、または家庭内暴力に気付いた別機関の医師が提出する。アセスメントは調査で発見されたリスク要因を考慮する。家庭内暴力 MARAC は最新のリスク情報と被害者に必要なもののタイムリーなアセスメントを結び付け、それらを家庭内暴力に巻き込まれている人全員にとって適切なサービス提供と関連付けて、被害者、子供および加害者に対するリスクを軽減する。

1. 目標

1. 機関同士の情報共有のための会議を実施し、被害者(大人およびその子供)の安全性、健康および幸福を増進する
2. 家庭内暴力の被害者およびその家族への(身体的・精神的)危害のリスクを軽減するための行動や支援を実施する
3. 加害者が特定個人またはコミュニティ全体に多大なリスクをもたらすか、また MAPPA に照会するのが適切かどうか判断する
4. 反復被害を避ける
5. 機関の説明責任を高める
6. 高リスク DV 事件に関わるスタッフの支援を向上させる

適切な行動を取る責任は各機関にある。この責任を MARAC に転嫁することはできない。MARAC の役目は情報共有を促進して適切な行動を取れるようにして、暴力にさらされる被害者のリスクを軽減し、公共の安全を増進することである。

カーディフ MARAC は、カーディフ性的暴力・家庭内暴力フォーラムによる家庭内暴力の定義に合致する案件を考慮する。

2. 家庭内暴力

「家庭内暴力(DA)とは、親密な関係にある(またはあった)人からの身体的・精神的な虐待や暴力で、自信を喪失させること、性的暴力、暴力の脅しなどが含まれる。

家庭内暴力は実際の身体的暴力からさらにエスカレートすることがあり、感情的虐待、配偶者またはパートナーの財産毀損、友人・家族その他潜在的支援者からの隔離、子供など他人への暴力の脅し、金銭・私物・食べ物・移動手段・電話の管理、ストーキングなどがありうる。

また、家庭内暴力には息子、娘、その他被害者・生存者と親密な関係または血縁関係のある人からの暴力も含まれる。家庭内暴力には名誉を理由とした暴力、女性器切除および強制結婚も含まれる。さらに、子供に加える暴力および子供に目撃された暴力も含まれる。家庭内暴力が子供に与える色々な悪

影響は、児童保護の問題として認識されなければならない。この影響は、学業成績の不振、社会的疎外、少年犯罪、薬物乱用、精神衛生問題、および家出からのホームレス化などにつながる。

家庭内暴力は 1 回限りではない。繰り返され、長期化する。」

3. 主導機関

南ウェールズ警察(カーディフ公衆安全局)およびウェールズ保護観察トラスト。中核メンバー機関の一覧表は付録 1 にある。

4. その他の参加者

事件の状況に関連して、犯罪の結果に直接関与したか、または被害者とその家族を支援する法制機関またはボランティア機関が招待される。機関代表者は、MARAC が関係者全員の安全を増進できるように必要なリソースを提供することを約束する能力を持っていなければならない。MARAC にいつも代表者を送っている機関は必ず幹部を出席させ、その幹部が参加できない場合は代理人を指名する。

つねに機関代表者が出席することが望ましいが、出席できない場合は別の機関に代理で情報を提出するよう依頼することができる。その場合情報共有に関する決定と作成済みの MARAC 調査フォームに合わせるものとする。

リスクにさらされる個人およびその私的な代理人(弁護士など)は参加を求められない。

MARAC に案件を照会する機関は、被害者に当該照会を報告する義務を負う。連絡が取れる場合は、カーディフ女性安全局からの IDVA が被害者の見解を代表して MARAC に出席する。

5. 文化的視点

会議出席者が人種、国籍、性別または信仰などの文化的視点を取ることができない場合は、関連するバックグラウンドや経験を持つアドバイザーを出席させるべきである。

6. 機密保持

MARAC 会議での情報共有は会議の目的に厳格に限定され、出席者は会議開始時に、拘束力を持つ宣言書に署名する。会議で入手した情報は元の情報所有者への照会および許可なく別の目的に使用してはならない。ただし、最優先である児童保護の問題や暴力にさらされる大人の保護の観点から必要な場合、または情報共有が被告に対する訴追の根拠を崩すか、もしくは訴訟において被告を擁護すると見なされかねない場合を除く(付録 4 と情報共有規約を参照)。

MARAC 案件に関する書面による情報は関連法令に従って厳重に保管し、アクセスを管理・制限しなければならない。

7. 情報共有規約

情報共有はデータ保護法と人権法を遵守する。カーディフ情報共有規約を参照のこと。

1998年犯罪及び秩序違反法第115条は情報交換に関する条項で、同法付属の指針には次のように記載されている。

「効果的な情報交換はどんな領域でも多機関協業に不可欠である。これは何にもまして犯罪・混乱防止の法定パートナーシップに当てはまる。パートナー同士の良好な関係、何より相互信頼に依存する。情報交換手配の効果はパートナーシップ全体の効果を反映する」

同法は、同法がなければ本来情報開示能力を持たない人に情報開示権限を与える。さらに本文書では協力者による法定権限または共同作業契約に基づいた情報交換の指針を示す。

8. 公益 — 守秘義務

情報を開示するかどうか考える場合は、つねに(データ保護法と人権法規定の)守秘義務を情報交換による公益より重視し、ケースごとに利得を考えて判断しなければならない(情報開示が1998年犯罪及び秩序違反法に基づく場合を含む)。通常の機密保持の前提に対して公益から情報開示が正当化されるかを判断する際は、取り扱われる全情報の客観的なアセスメントを実施しなければならない。

公益の基準には以下のようなものがある。

- 犯罪・秩序混乱の防止
- 犯罪・秩序混乱の軽減
- 犯罪の発見
- 犯罪の排除
- 犯罪者の逮捕
- 犯罪の脅威の軽減
- コミュニティ内弱者の保護
- 治安維持
- 司法行政
- 青少年犯罪者の更生
- 国家安全保障
- 子供への大きな危害、またはその可能性

9. 被害者、情報提供者および目撃者の履歴書

被害者、情報提供者または目撃者から同意を得ることで、同意の対象範囲の目的で情報を配布することができるようになる。また、可能な限り同意を得るのが望ましい。知らず知らずのうちに同意を求めている・得ていない人の身元が判明するようなことがないように注意する。IDVAが被害者の代理となることについて本人から同意を得る場合には、機関が情報を共有し合うことに同意する旨にも署名してもら

えるよう説得する。同意が得られなかった場合、機関は当該個人に関して入手した情報を共有するかどうかケースバイケースで判断しなければならない(前段落と付録 2 を参照)。

原則として、被害者、情報提供者および目撃者の履歴書は、本人の同意が得られない限り機関同士で共有すべきではない。当該同意は書面でも口頭でもよい。状況によっては同意の問題は、対象者に自身の詳細がどの機関に、何のために開示されるのか明確に告知することで対応することもできる。

10. 同意なしの情報交換

情報交換の法的根拠が 1 つでもあり、情報交換が公益にかなうと考えられる場合には同意なしで情報を開示する必要があることが了解される(前段と付録 2 を参照)。

11. 照会基準と手順

本規約に署名した機関は家庭内暴力の事件を照会できる(MARAC 照会フォームを使用する。付録 3 参照)。ただし、MARAC に支配されるかどうかについての判断は、公衆安全刑事捜査官の義務範囲である。

警察に報告された家庭内暴力案件はすべて、リスク指標チェックリストの対象であり(現在警察は 27 のリスク指標を使用している)、その後高リスク、中程度のリスク、標準的リスクと評価分けされる(付録 4 参照)。高リスクと判定された案件はすべて MARAC に照会される。

警察の案件は家庭内暴力担当官による専門的アセスメントを受ける。このアセスメントは色々な側面を網羅する。

- 事件の重篤度
- リスク指標チェックリストの評価
- 安全指標のアセスメント、例えば警察の監視、Homesafe
- 前歴
- 被害者の見解
- その他の要因

警察以外の機関については、リスク指標チェックリストは付録 5 にある。MARAC 基準は、このリスク指標チェックリストで「はい」が 14 個以上あった場合となる。

ただし、経験豊富な医師は、開示の一部要素から大きな懸念がある場合、自分の専門的知識を駆使して高リスクのクライアントを特定すべきである。また、エスカレートの可能性がある場合—12 ヶ月間に 3 回警察への通報があった場合にも照会を行う。リスク指標は情報を現在の手法、知識および前歴と比較対照して、大きな危害が加えられる可能性が大きいかどうか判断するためのものである。

被害者が情報開示に同意していない場合は、同意なしの情報開示基準が満たされているかどうか判断

する際にリスクアセスメントを考慮する。

照会機関は最初のリスクアセスメントを実施しなければならない。リスク指標チェックリストはどの被害者を MARAC に照会するか、リソースをかけるべき人は誰か機関が判断するのに有効なツールである。

リスクアセスメントの後、高リスクと判定された案件は、同意に関する下記の事項を勸案して、当該機関内の MARAC 指名担当者に通知すべきである。当該担当者は当該案件を MARAC 照会フォームによって MARAC 手続きに乗せ、MARAC 調整役に照会する。

照会する機関は、可能ならば、被害者と懸念について議論し、情報共有について同意を得て MARAC 同意書を完成させるのが望ましい。警察からの照会の場合、被害者には安全な場合に限り書簡で照会について報告する。同意が拒絶された場合は拒絶理由をフォームに記録する。その場合機関は同意なしの情報共有が正当化できるか検討する。同意を覆す決定を下した場合には、照会機関は同意なしで情報を共有・開示する決定が下されたこと、および共有できる情報を特定して文書に記録する。

情報共有の要件が満たされない場合は、当該案件を MARAC に照会することはできない。当該機関は自分のリソースの範囲内で介入するしかない。

MARAC 指名担当者からこの問題について指針が求められた場合は、法務部門の助言を求め、MARAC 議長に相談することが可能だが、どのような決断を下すかについては当該機関が全責任を負う。

MARAC 調整役への案件照会は、木曜日の MARAC 会議後、火曜日午後 5 時までに行う。MARAC フローチャートを参照のこと。調整役への照会は照会フォームを含めて提出すること。MARAC 調整役は MARAC 全案件のリストとアジェンダの草稿をまとめ、家庭内暴力担当局の刑事捜査官と巡査部長の間で開かれる MARAC 選別会議に出す。この会議で、被害者への危害のリスクが減少している案件は MARAC のリストとアジェンダから削除し、情報共有のためにパートナー機関に送られる。案件の削除前に、推進された安全対策とリスク軽減に役立った被害者・加害者の移動について検討する。この結果作成されたリストとアジェンダは次の MARAC 会議の 6 営業日前までに MARAC パートナーに配布される。

MARAC リスト・アジェンダの受領時に、機関の MARAC 担当者は特定された案件に関してどの情報が公知となっているか確定する。リストされた案件すべてを調査し、選別会議で削除され、「対象外」とされた案件の関連情報を家庭内暴力担当局と共有する。場合によっては、パートナー機関と共有した情報から被害者のリスクが増大していることが判明した場合、当該案件を再びリストに入れて MARAC で議論する。例えば被害者や加害者が当該機関と雇用関係にある場合、または当該機関の従業員と血縁関係がある場合などは、情報の機密性を考慮する。

MARAC 調査フォーム(付録 6)または機関固有の類似フォームを案件ごとに作成し、関連情報を記載する。このフォームは全機関が一貫して時間効率よく情報を共有するのに効果的である。指名担当者または会議出席者は、公益については本書前段の内容に沿って、法的根拠については付録 2 を参考に、情

報を共有すべきかどうか判断する。案件ごとに利得について検討しなければならないが、会議で案件について議論しなければ判断できない場合もある。例えば、他の機関と共有した情報によって、入手可能な情報の共有が正当化される場合もあれば否定される場合もある。

12. 被害者の関与

家庭内暴力担当局が案件を高リスクと査定した場合、当該案件に関する PPD1 フォームをセキュアな電子メールで女性安全局 (WSU: Women's Safety Unit) に送り、その後 WSU は安全な場合に限り被害者との接触を試みる。こうすることで IDVA は被害者から関連情報を引き出して会議に持ってくることができる。BME または男性被害者の場合は、PPD1 フォームはそれぞれ BAWSO および Dyn プロジェクトが共有し、それぞれが被害者と接触を試みる。

13. 反復被害者

反復される MARAC 案件とは、以前に MARAC に照会されたことがあり、最後の照会から 12 ヶ月以内のどこかの時点でさらに事件が発覚したものをいう。この新事件を発見するのはどの機関でもよい(警察に通報されたかどうかを問わない)。新事件とは、次に示す種類の行動で、警察に通報された場合犯罪行為と見なされるものを指す。

- 被害者への暴力、または暴力の脅し(財産への脅威を含む)
- ストッキングまたは嫌がらせの行動パターン
- レイプまたは性的暴力

反復被害を MARAC 機関が発見した場合、当該機関は、被害者の被った被害が明らかな高リスクの現地照会基準を満たすか、エスカレートしているか、専門家の判断があるか否かに関わらず、当該案件を再び MARAC に照会する。どこへの報告かに関係なく家庭内暴力の反復被害をどの MARAC 機関でも発見できるようにするために、MARAC 機関はすべて最新の照会后ファイルに「印とタグを付ける」ことができ、サービス利用者・クライアントが反復事象を経験した際に気付くことができるようにする。

月末に、MARAC 調整役は 12 ヶ月間議論されていない案件のリストを配布し、各機関がファイルから印を外せるようにする。

14. 管理

公衆安全刑事捜査官またはその代理人が会議の議長を務める。会議のフォーマットは付録 7 に記載されている。

南ウェールズ警察が MARAC 会議の宿泊施設を提供する。MARAC 調整役が運營業務をすべて担う。

会議は隔週で開催する。

会議では議事録が取られるが、その内容は基本情報の修正、特定されたリスクの詳細、情報提供した機関、リスクの評価および合意された行動に限られる。リスクや行動に対する異議は記録される。

会議で開示された情報から、警察官が被告に対する告訴の根拠を崩すかまたは訴訟で被告に有利となる証拠を検察局に報告する義務を感じた場合、当該警察官は会議でその旨明らかにし、当該事項は議事録に記録される。

カーディフ女性安全局の IDVA またはその他の主導機関は(適切かつ安全な場合に)被害者に MARAC で合意された行動を報告し、当該機関を特定し、議事録に記録する。機関には自らが同意した行動について記録することが奨励される。ただし議事録は MARAC 会議の後の月曜日に配布される。MARAC 会議の対照となる犯罪被害者には希望があれば議事録のうち当該人に関係ある部分をコピーして提供する。他人の個人情報に関する部分は被害者に提供する記録からは削除する。

機関には会議後 8 営業日以内に行動を完了して更新情報を MARAC 調整役へ送ることが求められる。ただし行動が緊急と考えられる場合はその限りではない。未完了または進行中の行動については MARAC 調整役が注記し、次の MARAC 会議で照会がなされる。

MARAC リスク管理計画調整の選択肢をすべて使い果たしたような場合は、MARAC パートナーは、議長が被害者に対して「オスマン」ケース指針の下で書簡を作成することに合意できる(付録 8 を参照)。

MARAC 調整役は四半期に 1 回、データ(具体的には 12 ヶ月間に MARAC に差し戻されなかった MARAC 照会被害者数)を MARAC 運営グループに提出する。

15. 開示

公判の進行があった場合、公衆安全局の担当官は当該公判担当官または開示担当官に、MARAC が開催されたのでこの件を未使用資料一覧にリストアップできることを報告する義務を負う。

16. 機関

制度で許される場合、機関は MARAC に照会されたすべての案件について最低 12 ヶ月間「印とタグを付ける」ようにする。

MARAC 案件に関する書面情報は関連法規に従って厳重に保管し、アクセスを制限・管理する。

17. 緊急 MARAC

極端な例で、危害のリスクが差し迫っていて、法定機関が次回 MARAC を待たずに至急行動を取らなければならない場合、緊急 MARAC 会議を招集できる。照会機関と警察の間で照会について合意を取らなければならない。警察は MARAC パートナーに電話で詳細を報告し、できる限り速やかに会議時間または電話会議時間について合意を取る。

18. MARAC 間の移管

被害者が暫定的または恒久的に転居した場合に、MARAC から MARAC への照会が実施される。新しい MARAC で共有される情報は、案件に関する議事録、初回の照会フォーム、MARAC 間照会フォーム（付録 8 参照）、新規 MARAC に関する文書である。MARAC 調整役が責任を持って MARAC 間の移管を行い、情報を持つ機関から被害者が地域から転出したことについて報告を受ける必要がある。MARAC 調整役は元の地域の機関と新規地域の MARAC 調整役との間の仲介役として働く。また、機関はさらなる家庭内暴力事件（反復の定義に基づく）を MARAC 調整役に通報する必要があり、それにより新地域の MARAC 調整役に報告がなされるようにする。これによって案件が反復と判断でき、新規地域での次の MARAC 会議にあげる案件としてリストに載せることができる。

19. 苦情・違反

苦情および違反については、最初に MARAC 議長から提起する必要がある。必要なら、議長は機関の内部苦情処理を参照する。規約への苦情や違反は MARAC 運営グループで議論する。

20. MARAC 運営グループ

MARAC 運営グループ（カーディフ DSV フォーラム）は MARAC からのデータを監視・評価し、MARAC の全体的な業績を査定する。

MARAC 運営グループは MARAC が 10 原則に従って運営されていることを確認する。

また、他の安全対策団体や治安維持団体、他地域の MARAC と効果的なパートナーシップが維持されていることを確認する。

また、MARAC の運営上の問題に対応する。

MARAC について現地医師の認知度向上のための努力がなされているかどうか確認する。

MARAC の業績について主要関係者とコミュニケーションする。

21. 署名者

次の中核機関は MARAC プロセスを読み、これを実施することに同意した。

氏名	機関	MARAC 担当 官・代理人の 確認	日付	署名
	南ウェールズ警察公 衆安全局			
	ウェールズ保護観察 トラスト			
	カーディフ女性支援 局			
	カーディフおよびペイ ル大学健康委員会			
	NHS A&E			
	児童サービス			
	安全ウェールズ・女性 安全局専門IDSVA サ ービス			
	カーディフ住宅協議 会			
	ウェールズ・西部地方 住宅協会			
	カーディフ・コミュニテ ィ住宅協会			
	Taff 住宅協会			
	Hafod 住宅協会			
	Cadwyn 住宅協会			
	ウェールズ連邦住宅 協会			
	Linc Cymru 住宅協会			
	カーディフ・コミュニテ ィ法廷チーム			
	Dyn プロジェクト			
	BAWSO			
	南ウェールズ消防救 助隊			
	カーディフ学校・生涯 学習協議会保護チー ム			
	被害者サポート			
	SARC			
	Barnard's			
	CAFCASS Cymru			

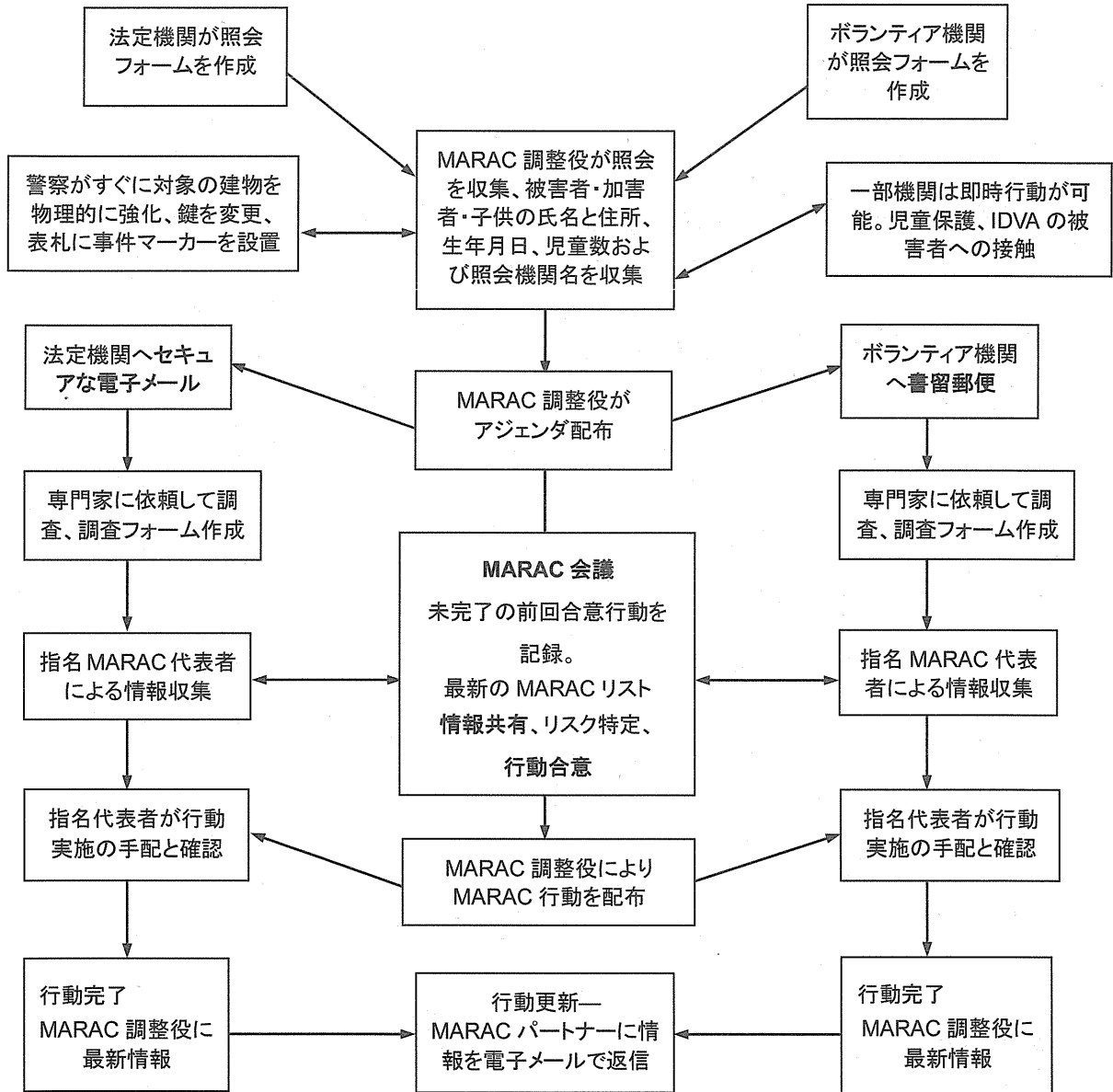
22. 退会

機関はいつでも MARAC 議長に退会理由を書面で通知することで、このプロセスから脱退できる。

23. レビュー

この運用規約は毎年(2012年2月)MARAC 運営グループによってレビューされる。また最良事例が現れた場合にはもっと早くレビューされる。

22. MARAC フローチャート



1 週目		2 週目	3 週目	4 週目
月				
火		照会選別		照会選別
水		アジェンダ配布		アジェンダ配布
木	MARAC 会議		MARAC 会議	
金	議事録配布		議事録配布	

付録 1

中核メンバー機関

南ウェールズ警察公衆安全局

ウェールズ保護観察トラスト

カーディフ女性支援局

カーディフおよびペイルの大学健康委員会

NHS A&E

安全ウェールズ・カーディフ女性安全局専門 IDSVA サービス

カーディフ児童サービス協議会

カーディフ住宅協議会

カーディフ・コミュニティ法廷チーム

カーディフ教育・児童保護協議会

カーディフおよびペイルの NHS 精神衛生局

Dyn プロジェクト

BAWSO

南ウェールズ消防救助隊

被害者サポート

SARC

Barnardo's

付録 2

同意なしの情報共有を検討する際の法的根拠

開示からの防衛

法的問題	根拠
個人情報保護	1998 年データ保護法
守秘義務	コモンロー
私生活・家族生活の権利	人権法第 8 条

同意なし情報共有の主な法的根拠

目的	法的権限
犯罪防止・発見	1998 年犯罪及び秩序違反法
犯罪防止・発見および犯人逮捕・告訴	データ保護法 (DPA) 第 29 条
データ主体の重大利益の保護。深刻な危害、死活問題	DPA スケジュール 2 および 3
司法権限(主に加害者の起訴)	DPA スケジュール 2 および 3
法令によって人に与えられた職能の実行(警察・社会奉仕活動)	DPA スケジュール 2 および 3
裁判所命令に従うこと	
公益より優先すること	コモンロー
児童保護 — 児童法による職能を実施するための社会奉仕または警察への開示。児童福祉防衛の公益が機密保持の必要性を上回る場合。	DPA スケジュール 2 および 3 1989 年児童法第 47 条
生存権 虐待や非人間的行為、名誉を傷つける行為を受けない権利	人権法第 2 条・3 条
大人の弱者が危険にさらされている場合、守秘義務を無効にしなければならない場合がある	保健省 — No Secrets 2000
被告に対する訴訟を無効化できる、または被告に有利となると合理的に考えられる証拠	1996 年刑事訴訟・捜査法 第 23 条(1)

平衡原則

割合に応じた対応 <ul style="list-style-type: none"> 影響を受ける人それぞれのリスク 差し迫った必要性 他の機関を知る必要性 	
公益による開示	

付録 3

MARAC 照会フォーム

MARAC の照会はセキュアな電子メールで以下のアドレスに送信してください。

アドレス: ppu.cardiff@south-wales.pnn.police.uk

又はファックス: 029-2052-7273

照会機関					
担当者名					
電話・メール					
日付					
初回照会が別機関からある？	はい / いいえ	機関名			
被害者名				被害者の 生年月日	
住所				多様性データ(分かる場合) B&ME <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> LGBT <input type="checkbox"/> 性別(男/女)	
電話番号				電話しても 安全？	はい / いいえ
コンタクトに関する情報を記入(電話する時間など)					
加害者名				加害者の 生年月日	
加害者住所				被害者との 関係	
被害者は妊娠中？				分娩予定日 (分かる場合)	
子供	生年月日	被害者との 関係	加害者との 関係	住所	学校(分かる場合)

照会理由・補足情報

専門家判定	あり / なし	明らかな高リスク (CAADA-DASH RIC で 14 個以上該当)	はい / いいえ
エスカレートの可能性(最 近 12 ヶ月間に警察通報 3 回以上)	あり / なし	MARAC 繰り返し(最後の MARAC 照会から 12 ヶ月 以内に事件発覚)	
ありの場合、受領日を記入(分かる場合)			
被害者は MARAC 照会を 知っている	はい / いいえ	知らない場 合は理由	
同意を得ているか?	はい / いいえ		
被害者は誰を恐れているか?(第一加害者だけで なく脅威と考えられるものをすべて記入)			
被害者が安心して話せる人は誰か?			
被害者が安心して話せない人は誰か?			
被害者は他の MARAC に 照会されたことがある?	はい / いいえ	はいの場合、いつどこで?	

情報・事件 — 過去および現在の事象について区別し、可能な場合は日付を明らかにしてください。

行動 — 被害者や子供のリスクを減らすためにあなた方がすでに行っている行動について説明してくだ
さい。